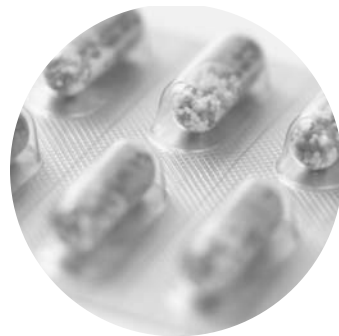


後期高齢者医療制度のお知らせ

— ジェネリック医薬品の利用について —

医療機関で処方される薬には、新薬とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口へ「希望カード」を提示することでお願ひできます。「希望カード」が必要な方はお問い合わせください。



効き目・安全性は？

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全な薬です。ご希望になる場合は、必ず医師や薬剤師によく相談しましょう。

価格は？

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上も安くなるものもあります。

☞ お問い合わせ

- ・北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011-290-5601
- ・福祉課国保医療年金係
☎ 68-7004 (課直通)

国民年金についてのお知らせ

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きを次の民間業者へ委託しています。

委託民間事業者(留萌年金事務所)

(株) アイヴィジット

お問い合わせ ☎0120-756-133

☞ お問い合わせ

- ・留萌年金事務所国民年金課
☎ 0164-43-7212
- ・福祉課国保医療年金係
☎ 68-7004 (課直通)

振り込め詐欺などにご注意!!

❗ 民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニでお支払いしていただくようご案内します。銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。

❗ 民間事業者が、戸別訪問して保険料をお預かりする場合、顔写真入りの身分証を提示し、日本年金機構の発行する納付書を持っている方に限り、保険料をお預かりします。納付書がない方から現金をお預かりすることはありません。

離婚時の年金分割の手続きをお忘れなく！

離婚後2年以内に請求手続きをお願いします。

「離婚分割」は、離婚等をした際に厚生年金保険の保険料納付記録を離婚当事者間で分割することができる制度で「合意分割制度」と「3号分割制度」があります。「離婚分割」をする際は、年金事務所等で請求手続きが必要で原則として離婚後2年を過ぎるとできなくなりますのでご注意ください。なお、詳細はお問い合わせください。

合意分割 婚姻期間中の厚生年金保険の保険料納付記録を分割できる制度で、当事者は、分割することとそのあん割合について合意したうえで請求手続きを行います。ただし、次の条件にすべて該当することが必要です。

①平成19年4月1日以降に離婚、事実婚を解消。②当事者間で合意や裁判手続きで年金分割の割合を定めている。

3号分割 国民年金3号被保険者だった方で平成20年4月以降の婚姻期間中の国民年金3号被保険者期間中における相手方の保険料納付記録を1/2ずつ分割できる制度。ただし、次の条件にすべて該当することが必要です。【国民年金3号被保険者】とは、サラリーマンの妻(夫)である専業主婦(夫)の方など。

①平成20年5月1日以降に離婚、事実婚を解消。

②平成20年4月1日以降に、二人のうち一方に国民年金3号被保険者期間がある。